

# 下水道に接続し「きれいで快適な生活」

問 上下水道課 庶務経理係 ☎62-9352

## ●下水道への早期接続を!

さわやかな環境、快適な生活を与えてくれる下水道の整備には、多くの費用がかかっています。この多額の資金を投入して整備した下水道も町民の皆さんに利用していただかないと、無駄な施設となってしまいます。また、処理場・ポンプ場・管清掃などの維持管理費や、建設時の借入金返済を利用者からの使用料によりまかなっていかねばなりません。

このようなことから、下水道が使用できる区域の方は、一日でも早く接続されますようご協力をお願いします。宅内排水工事に関する手続き等は、町指定工事店が代行しますのでお気軽にご相談ください。 (下水道の宅内排水工事は、町指定工事店でなければ行うことができません)



## ●120万円を無利子で融資斡旋

町では、町民の皆さんに一日でも早く快適な生活をしていただくため、下水道への接続工事をされる方に、無利子で金融機関から最高120万円を7年間返済で借りることができる「融資斡旋制度」を設けています。詳しくは上下水道課 庶務経理係にお問い合わせください。

# 下水道に接続されている方に点検をお願いします! ~9月10日は下水道の日です~

問 上下水道課 施設係 ☎62-9354

## ■大雨の日に大量の汚水が処理場に流れ込み、困っています!

- 汚水マスに誤って雨樋がつながっていませんか?
- 排水設備が破損していませんか?

町の下水道は、汚水は「下水管」へ、雨水は「水路など」に別々に流す方式で、通常、雨水が下水管に入ることはありません。

【お願い】 ティッシュや紙屑、油や生ゴミ等、下水管のつまりの原因となるものを流さないでください。



# 屋外広告物の適正な設置・管理について

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

屋外広告物は、景観や風致を損ねないように設置し、また落下や倒壊などの危険を防止するため適正な維持管理を行いましょう。

## 【屋外広告物とは】

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
  - ②屋外で表示されるもの
  - ③公衆に表示されるもの
  - ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されるもの
- などのことをいいます。

## 【屋外広告物の表示設置が禁止されるものがあります】

信号機、交通標識、歩道柵、カーブミラー、橋、電柱、街路灯柱、消火栓、道路の擁壁などには、原則として屋外広告物を表示設置することが禁じられています。

また、地色に彩度15以上の色を使用したものや、破損または老朽のひどいもの、倒壊または落下のおそれのあるものなどを表示設置することも禁じられています。

## 【屋外広告物の表示設置に届出が必要な地域があります】

国道20号や中央自動車道から展望できる地域または八ヶ岳エコーラインの沿道では、屋外広告物の表示設置に届出が必要な場合があります。

また、道路区域内に表示設置する場合や、高さ4mを超える広告塔、広告板等を設置する場合は、道路法や建築基準法の許可が必要です。

